

富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が個人として尊重され、さまざまな個性を認めあいながら誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指し、富山県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係をいう。
- (2) パートナーシップ宣誓 知事に対し、二人が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(パートナーシップ宣誓の要件等)

第3条 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(パートナーシップ宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、知事が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

- (1) 住所を確認できる書類
住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
独身証明書又は戸籍抄本の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(宣誓書の記載における配慮)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍等の記載氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

2 双方又は一方と生計を同一とする未成年の子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、宣誓書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍抄本の写し）を提出することで、記載することができる。

(県内への転入の届出)

第6条 県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓の証明の方法)

第7条 宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。ただし、県内への転入を予定している者においては、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

3 宣誓書の記載内容に虚偽がある等不正利用のおそれがあると認められるときは、受領証を交付しない。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により宣誓書の写し及び受領証（以下「宣誓書の写し等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、宣誓書の写し等の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、宣誓書の写し等を再交付する。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請については、第4条第2項の規定を準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 宣誓者において、住所、氏名、子氏名その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合（第10条の規定により返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）に宣誓書の写し等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第2項の規定を準用する。

（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

（事前調整）

第12条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

第13条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（県施策の推進にあたっての配慮等）

第14条 県は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町村、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

2 県は、パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報発信に努めるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、県民生活課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、同年2月20日から施行する。

(表面)

パートナーシップ宣誓書

私たちは、富山県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いをその人生のパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)
子氏名	(年 月 日生まれ)	(年 月 日生まれ)

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

- ※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。
- ※ 子の記載をする場合は、親である宣誓者の下の欄に記載ください。
- ※ お預かりした個人情報、受領証の提示先から富山県が証明していることの確認を求められた場合に回答すること、犯罪捜査において捜査担当に開示を求められた場合以外に、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

県受付印

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先

(裏面)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは富山県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。受領証の提示先から富山県が証明していることへの確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名 _____

ふりがな 氏名 _____

(通称) _____


(通称) _____

(電話番号) _____

(電話番号) _____

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当するものに□に「レ」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること	
	①少なくともいずれか一方が県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。 該当者： <input type="checkbox"/> ①に該当しません。
	②少なくともいずれか一方が県内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ②に該当します。 該当者： (転入予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> ②に該当しません。
(独身要件) 第3条第3号 第4号	現に婚姻していないこと 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(近親者でない) 第3条第5号	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

(表面)

 富山県	第 号
パートナーシップ宣誓書受領証	
富山県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様	
年 月 日	
富 山 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 公 印	

(裏面)

氏名 (いずれか又は双方が通称を使用している場合の戸籍等の記載氏名)	
(本人) _____ (パートナー) _____	
特記事項	
緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】	
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
(氏名と連絡先)	

※子の氏名 (記載を希望する場合)	
1 _____	2 _____
【問い合わせ先】	
富山県生活環境文化部県民生活課	
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	
☎ (076) 444-9646	
メールアドレス：-----@pref.toyama.lg.jp	

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

転入予定者受付票

以下のとおり、富山県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称) 氏名 (通称)
連絡先	

本票に富山県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

県受付印

お問い合わせ先

富山県生活環境文化部県民生活課

電話番号：076-444-9646

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

富山県知事 殿

_____年 _____月 _____日付で交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由 (いずれかに○をつけてください。)

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) その他 (_____)

_____年 _____月 _____日

(申請者)

(申請者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住 所		

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	

- ※ 申請者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。
- ※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県での記入欄です。

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 (_____)	

県受付印

パートナーシップ宣誓事項変更届

富山県知事 殿

富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

氏名又は通称 ※ふりがなを付すこと。	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
住 所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
子氏名	(変更前) (年 月 日生まれ)	(変更前) (年 月 日生まれ)
	(変更後) (年 月 日生まれ)	(変更後) (年 月 日生まれ)
変更理由	※該当する理由の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> 子氏名の追記・削除・改姓・改名 <input type="checkbox"/> その他 ()	
受領証の番号		

※ 氏名又は通称、住所、子氏名は変更があった欄についてのみ記入してください。

(代筆者)

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、その場合は代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

以下は、県での記入欄です。

交 付	年 月 日
番 号	

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()	

県受付印

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

富山県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第10条の規定により、
パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証を

- 返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなった。
- (3) 当事者の死亡
- (4) 要綱第11条の規定により、宣誓が無効となった。

年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名及び通称		
住 所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏 名		
住 所		

以下は、県関係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ()	連絡先

県受付印